

令和5年3月16日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|----|-----|------|----|----|
| 1 番 | 西 | 一郎 | 9 番 | 中村 | 一堯 |
| 2 番 | 宮崎 | 幸宏 | 10 番 | 勝屋 | 弘貞 |
| 3 番 | 笠継 | 健吾 | 11 番 | 伊東 | 茂 |
| 4 番 | 中村 | 日出代 | 12 番 | 徳村 | 博紀 |
| 5 番 | 池田 | 廣志 | 13 番 | 福井 | 正 |
| 6 番 | 杉原 | 元博 | 14 番 | 松尾 | 征子 |
| 7 番 | 樋口 | 作二 | 15 番 | 松田 | 義太 |
| 8 番 | 中村 | 和典 | 16 番 | 角田 | 一美 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 染川 | 康輔 |
| 事務局長補佐 | 樋口 | 貴司 |
| 議事管理係長 | 富岡 | 明美 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|-------------------|----|---|---|---|----|
| 市 | 長 | 松 | 尾 | 勝 | 利 |
| 副 | 市長 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 教 | 育 | 中 | 村 | 和 | 彦 |
| 総 | 務 | 田 | 崎 | | 靖 |
| 総務部理事兼選挙管理委員会事務局長 | | 川 | 原 | 逸 | 生 |
| 市民部長兼福祉事務所長兼税務課長 | | 岩 | 下 | 善 | 孝 |
| 産 | 業 | 山 | 崎 | 公 | 和 |
| 建 | 設 | 山 | 浦 | 康 | 則 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局参事 | | 白 | 仁 | 和 | 哉 |
| 企 | 画 | 山 | 口 | 徹 | 也 |
| 財政調整監兼企画財政課参事 | | 村 | 田 | 秀 | 哲 |
| 保 | 險 | 広 | 瀬 | 義 | 樹 |
| 福 | 祉 | 中 | 村 | 祐 | 介 |
| 産 | 業 | 三 | ヶ | 正 | 和 |
| 商 | 工 | 中 | 尾 | 勝 | 徳 |
| 農 | 林 | 江 | 島 | 裕 | 臣 |
| 都 | 市 | 橋 | 川 | 宜 | 明 |
| 都 | 市 | 中 | 野 | | 将 |
| 教育次長兼教育総務課長 | | 江 | 頭 | 憲 | 和 |

令和5年3月16日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和5年3月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名 | 質 問 要 旨 |
|----|-----------|---|
| 4 | 6 杉 原 元 博 | 1. 人生100年時代に向けた安心と活力について (1)「DX推進室」による支援強化について (2)「健康ポイント」「ボランティアポイント」等の普及促進について (3)「特定健診」「がん検診」の受診率向上について (4)認知症の人や家族への支援について (5)口の健康を守る「歯科健診」について (6)帯状疱疹ワクチン助成について (7)日常の買い物などに対する支援について (8)オンライン診療・訪問診療の普及促進について |
| 5 | 3 笠 継 健 吾 | 1. 県立大学誘致の件について (1)県立大学誘致について市としての取り組みをどう考えているのか。 2. 新規工業団地について (1)進捗状況はどうか (2)今後の取り組み計画はどうか 3. JR肥前鹿島駅周辺整備計画について (1)各工事についての時期的計画はどうか (2)県が実施される新駅舎について、鹿島市の要望はどう取り込まれるか 4. 森林環境譲与税について (1)仕組みの内容について (2)資金使途について (3)実施先の選定と取り組み方について |
| 6 | 4 中 村 日出代 | 1. 給食センターの改修について (1)学校給食法について (2)学校給食施設・設備の改善について ①学校給食施設・設備の現状と問題について ②今後の改修計画について 2. 空き家の存する敷地に係る固定資産税等の措置について (1)空き家の現状について (2)固定資産税等の概要と措置の内容について (3)住宅用地特例の対象外のタイミングについて 3. 令和4年度鹿島市沿岸有明海海洋環境影響調査事業について (1)本事業の内容について (2)本事業の活用について ①海苔養殖業者への調査結果の連絡について |

| 順番 | 議員名 | 質問要旨 |
|----|----------|------------------------------------|
| 6 | 4 中村 日出代 | ②海苔養殖業者との協力について ③関係各課との情報共有について |

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

おはようございます。6番議員、杉原元博です。通告に従い一般質問を行います。

早いもので私たち議員の任期も残り僅かとなり、来月には改選を迎えます。私自身、これまで2期8年間、皆様からいただきました御意見や御要望を市政に反映すべく取り組んでまいりました。そして、これまで多くの市民の皆様を支えていただきながら議員活動ができましたことに深く感謝申し上げます。新年度の2023年度がもうすぐスタートします。鹿島市並びに市民の皆様にとって希望に満ちたすばらしい一年となるよう願っております。

最近は暖かくなってまいりました。すがすがしい春の光とともに、全ての自然がこれから本格的に活動を始めます。全世代の市民の皆様が、この春の陽気のように健康で元気に過ごしていられることを願いつつ、人生100年時代に向けた安心と活力について質問をしてみたいです。

人生100年時代はロンドンビジネススクール教授のリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットによる、ライフシフト100年時代の人生戦略の中で提唱された言葉です。寿命の長期化によって、日本を含む先進国の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる、人生100年時代が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。これまでの人生設計は、20年学び、40年働き、20年休むという教育・仕事・老後の3段階が一般的でありましたが、100歳まで生きることが一般化する社会では、年齢による区切りがなくなり、学び直しや転職、長期休暇の取得など、人生の選択肢が多様化すると予想しています。

今回の質問では、これからの高齢化社会に向けて、そこにシフトをして、健康面・福祉・支援などを中心に質問をしてみたいです。鹿島のよいところ、特徴の一つである人のよさや

支え合いの精神が、これからますます重要になってくると感じています。

最初に松尾市長に、人生100年時代に向けた安心と活力についてどのように考えておられるのか、総括的に質問をします。答弁をいただいた後に、個々の質問を一問一答で担当の部長、課長に質問してまいります。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

杉原議員の、人生100年時代に向けた安心と活力ということで質問を受けました。今、鹿島市でも少子化、それから高齢化が進んでいます。鹿島市の人口は今2万8,000人を切りました。そういう状況の中で、これから鹿島市の市民がどのような生活をしていくのかということだと思ひます。

医療が進んで長寿社会になりました。さっきおっしゃったように、人生100年時代と言われるようになったというふうに思ひます。その中で、人口のピラミッド、人口ピラミッドというのは大体三角形が通常の形だと言われますが、少子化が進むこと、それから団塊の世代が今、高齢社会に入っております。そういう中で、やはりこの三角形の人口ピラミッドが少しびつな形になっているというふうに思ひます。このような社会構造の中で、杉原議員が言われる安心と活力をどういうふうに考えているのかということだと思ひます。

まず1つは、やはり長寿社会、働き方の改革が必要だというふうに思ひます。今、定年の引上げ等もございまして、やはり働ける方は働ける、働きたい方、そういう方はずっと働き続けていただきたい。そして、おっしゃるように若い人たちが減ってきているというのは、1つは労働力の不足がございまして、そこはやはり今、国が推し進めておりますDXの推進、デジタル化の推進で仕事の効率化を図っていくということが必要ではないかというふうに思ひます。

議員言われるように、鹿島のよさというのは市民力、これは他の地域よりも鹿島はまだまだ、この市民力はあると思っておりますし、お互いが支え合っていくというのは、鹿島には他の地域よりもまだまだ十分その力があると思っております。この福祉の分野では、やはりこういうお互いを支え合っていくというのがますます重要になっていくと私も考えております。鹿島市もそのことについて黙っているわけじゃなくて、やはりこの福祉をどうしていくのかというのが今後大きな課題になってくるというふうに思ひます。

ただ、そういう中でも、鹿島市の人口の状況を見ますと、市の中心部に人が集まってくるような状況が今生まれております。山間部では人が少なくなって過疎化が進んでおりますし、その交通の足であるとか、地域力、支え合いの力が、やはり山間部、特に中心部から離れたところで少なくなっているなという思ひがいたしております。そこをどう市として支えていくのかというのが今後大事になってくるのではないかとこのように思っております。

それと、活力ですね、活力、私は生きがいだと思います。100年時代、高齢になられて、どのように生きがいを持って過ごされるのかということだと思います。ここ3年ぐらいコロナがずっと拡大をしまして、老人クラブの例会であったり、いろんな会合がなかなかできない状況で、お互いの交流というのが少なくなっているというふうには思っています。ただ、ちょうどこの市役所の前の中川グラウンド、朝から夕方までグラウンドゴルフをされる方がずっとひっきりなしにいらっしゃいます。高齢者の方たちがそういうふうに関心を持っておられる姿も、このコロナ禍でもあります。そういうのは非常にすばらしいというふうに思っておりますし、先日のみんなの集いがありました。あそこでも若い人から高齢者まで、皆さんがいろんな出し物を出して頑張っておられる、そういう状況も見受けております。新しい市民会館ができますので、そういう活動もこれから盛んになってくるというふうに思っているところです。

ただ、皆さん全部がそういう状況ではありません。独り暮らしの人で、周りとの関わり合いもなかなかできない、買物にも行けない、病院にもなかなか行く足がない、そういう方もいらっしゃいますので、その福祉の分野をやはり市としてしっかり支えていかなければならない、そういうふうには思っているところでございます。以前は家族3世代が多かったんですが、今はほとんど高齢の2人暮らしの人というのが多くなってきております。今言ったような、そこをどうカバーしていくのかというのが鹿島市にとっても今後重要になってくるというふうには思います。

もう一つが、やはり健康で長寿であってほしいということです。元気で長寿社会を迎えてほしいということです。議員も常々言っておられます検診、がんの検診であったり、いろんな検診をちゃんと受けてもらう、体の健康を保って長寿を全うしてもらう、それが大事だというふうには思います。

実は市長会の中で1回、講習会がありました。佐賀大学医学部の先生が、がんについての話をされて、佐賀県は肝臓のがん、肝がんが非常に多い地域であるけれども、もう一つ、前立腺がんが実は全国でも一番多い地域なんですよと言われたんです。これは皆さんあまりまだ御存じじゃないでしょうということで、前立腺がんというのは50代とか60代ぐらいからなる方が多いです。これの検診は血液を採るだけである程度判定ができますので、やはりこういう検診を受けて、がんを早期に発見する、がんにならないための予防をする、こういうことが大事だと私自身も思っておりますので、こういう講習会、こういうものを老人クラブの例会とかあるときには頻繁に出かけて行って、皆さん方に周知をするのも一つの手だてではないかなというふうには思っておるところでございます。

第七次の総合計画の中に、「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」ということを目標に掲げておりますので、このことに向かって庁内一丸となって、市民の皆さん方の、さっきおっしゃった100年時代に向けた安心と活力ということについて取り組んでいきたいという

ふうに思います。

詳細については、それぞれの担当の部長、課長が答弁をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

市長、詳しく答弁ありがとうございます。

人生100年時代を迎える今、総務省によれば、約2,000万人の高齢者がスマートフォンを使えないと言われております。誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、デジタルに不慣れな人に対してスマホの基本操作や交流サイト、いわゆるSNSとかインターネットの使い方、オンラインによる行政手続など、丁寧に教える必要性を感じております。

鹿島市ではマイナンバーカードを利用して、市役所に行かなくても最寄りのコンビニなどで印鑑登録証明書や所得証明書、住民票の写し等が取得できるようになりました。デジタル化が進み、便利になったものの、その便利さを享受できない高齢者や障害をお持ちの方もおられます。

2023年度からDX推進室が新たに設置をされますが、その役割と、市民の皆様に対してどのように支援をしていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

先ほど議員、質問の中でおっしゃいましたように、デジタルに詳しくない人も誰一人取り残さず、その恩恵を受けられるようになることがデジタルトランスフォーメーションの目的の一つとされております。DXを進めるうちの各部、各課の取組に関しましても、まずは誰も取り残さないように進めることが大事だというふうに考えております。そのため、おっしゃいますようなデジタル化の恩恵を享受できないようなケースがある場合には、何かしらの支援が必要ということは考えております。

例えば、市役所の1階で現在も行っておりますマイナポイントの設定支援につきましては、国のマイナポイント事業補助を活用しまして9月から受付を行い、自分での設定が難しい方々の設定支援ということで行っております。これは2月までで約1万1,000件を対応しておりまして、1日平均約88人の支援を行っている状況です。

今後も様々な分野でデジタル化が進んでいくに当たっては、先ほどおっしゃいましたDX推進室等で進めていきます庁内DXによりまして業務をデジタル化することで、職員が住民の皆さんと直接向き合える時間をつくり出して、デジタルが苦手な高齢者や障害のあ

る方々への支援をするという方向で考えているところです。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

初めはいろいろ試行錯誤しながら対応の面でも難しいところもあるかと思いますが、デジタル化で業務の効率化が図れて、市民サービスの向上につながっていくと思っております。

そして、デジタルの推進委員が全国で現在2万3,000人以上が任命されております。2027年度までに5万人に倍増する方針が政府から示されています。国や自治体に取り組む地域の講習会などで、デジタル推進委員の方々も携わっていかれるようになると思いますが、鹿島市においてはどのように今後を考えていかれるのか、お聞きします。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

デジタル推進委員ということで、冒頭にデジタル推進委員の趣旨として、少し省略をいたしますが、申し上げたいと思います。

誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会を実現していくために、誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向け、デジタル機器・サービスに不慣れな方々に対する国民の理解を深め、きめ細やかなサポート等を行うことに関する国民の意識を高めることが求められる。このような観点からデジタル機器・サービスに不慣れな方々に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる者をデジタル推進委員と位置づけ、幅広く国民運動として展開していくことを目指すとあります。

先ほどの答弁でも少し申し上げましたとおり、市の業務におきましては、デジタルに対応できる方にはデジタルで、対応が難しい方には職員が対面等で取組を行うとしておりますが、そういった市役所の業務とは別に、日常生活等で感じるデジタル機器やサービスに関する不安や悩みに対して、講習会を開いたり、利活用をサポートしたり、デジタル機器への理解を深め、きめ細やかなサポートを行うことでデジタルに関する国民の意識を高める活動をする方々をデジタル推進委員として、デジタル大臣が任命するものとなっております。

現在、鹿島市が進めておりますDXですね、今後、窓口業務に限らずDXが進んでいくことになれば、公共交通、また買物、病院など、様々なところでデジタルを取り扱う場面が出てくると思われます。そういった際に、デジタルに不慣れな方々に対して職員と共にきめ細やかなサポートを行っていただくような活動をデジタル推進委員の方にお問い合わせすることが出てくるのかなということ考えております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。

人生100年時代では健康維持や介護予防を促進し、高齢者が地域に貢献できる仕組みが求められていると思っております。そのためには、健康づくりを促す健康ポイントや、介護支援のボランティア活動を通じて、地域で交流し、支え合いの関係構築を促すボランティアポイントの普及促進が今後重要になってくるかと思えます。その辺りを担当課としてどのように考えておられるのか、お聞きします。

また、ボランティアの活動も様々な取組をされていると思えます。ボランティアの現状についても説明をしていただければと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

御質問の健康ポイント、ボランティアポイント等の普及促進でございますが、これに類似する事業といたしまして、杵藤介護保険事務所で実施されているサポーター事業がございますので、事業概要について御紹介いたします。

サポーター事業とは、介護ボランティアの活動に点数を付与し、そのポイント数に基づき金銭的なインセンティブを行う事業となっております。事業への参加対象者は杵藤地区市町村保険組合の介護保険1号被保険者及び第2号被保険者でございまして、要支援、要介護の認定を受けていない方となっております。活動場所は、杵藤地区広域市町村圏組合の構成市町が行う介護予防事業等の実施場所でサポーター活動を行うこととなります。

サポーターの活動内容は、サポーターの方の受入れ機関で行うレクリエーションのお手伝いや話し相手など、対象となる活動内容はレクリエーション等の指導や参加支援、散歩、外出及び施設内の移動の補助、施設の催事に関するお手伝い、話し相手・傾聴、施設の職員と共に行う軽微かつ補助的な活動となっております。

活動を希望される方はサポーターとしての登録申請が必要となりますので、申請書を佐賀県長寿社会振興財団に提出いただき、研修会を受講いただいた方がサポーターとして登録され、サポーター手帳が交付されることとなります。

活動の開始は、受入れ介護保険施設等のうち、希望される受入れ機関に直接連絡を取って実施いただくこととなります。受入れ機関でサポーター活動を行うと、サポーター手帳に1時間当たり1個のスタンプが押印されます。スタンプ1個を100ポイントとしてポイントを貯めることができ、たまったポイント、100ポイント当たり100円を付加し、年間5千円を上限に換金することができます。

議員御質問のボランティアポイントの普及促進についての担当課としての考えですが、介

護の担い手の確保やボランティア参加を推進する目的として有効な事業であると考えております。介護保険事務所では、杵藤管内全体の事業として実施されている経緯もございますので、まずはボランティアポイント制度の内容等について担当課としては勉強のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

福祉課からは、鹿島市のボランティアの現状について御説明をいたします。

社会福祉協議会には、ボランティア活動の普及啓発などに取り組みられている鹿島市ボランティア連絡協議会が設置をされております。この協議会に登録されているボランティア団体の登録数といたしましては、令和5年2月現在で36団体、その会員数は1,136人となっております。

また、ボランティア活動の内容ですが、貧困世帯へのお弁当を作り、子供たちへ配布する事業に取り組みられている団体や、小学校の登下校時の児童の見守り等を行うボランティアなど、多岐にわたっております。近年では頻発する大規模災害への関心が高まり、市民への防災・減災に関する普及啓発や、災害発生時の支援などに取り組みられている災害ボランティアも活発になってきております。

鹿島市ボランティア連絡協議会では、このような地域の担い手となる市民ボランティアの育成のため、市内の小・中学校で子供たちへの福祉教育に取り組み、ボランティア体験学習等の取組を進められておられます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

詳しく説明していただきありがとうございます。これからの人生100年時代に向け、ますますボランティアの役割や活動というのが重要になってくるかと思っております。

次に、特定健診、そして、各種がん検診の受診率について伺います。

以前にも一般質問や委員会質問等でお尋ねしたことがありますが、ここ3年間、2020年度から今年度2022年度でどのような状況なのか、また、健康チャレンジ事業が本年度で5年目になるとは思いますが、達成者の人数も併せて答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、御質問の特定健診、がん検診、健康チャレンジの受診率等についてお答えいたします。

特定健診は平成20年4月から40歳以上、75歳未満の方を対象に実施されている国保事業となります。近年増加している糖尿病や高血圧症などの生活習慣病になる前に、健康管理に気を配り、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防、改善することを目的として健診が行われております。

令和2年度から令和4年度の特定健診の受診率ですけれども、令和2年度39.8%、令和3年度42.9%、令和4年度1月現在の速報値でございますけれども40.0%となっております。令和4年度の受診率は、まだ最終的な受診率ではありませんが、前年度を若干下回ると想定しております。これはコロナ感染の急激な拡大に起因したものだと考えております。

がん検診は昭和57年度から老人保健法に基づく市町村の保健事業として開始され、平成10年度から法律に基づかない事業として整理されましたが、平成20年度からは健康増進法に基づく事業として市町村において実施しております。胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんの集団健診を保健センターのほうで実施しております。

なお、子宮がん検診、胃がん検診等につきましては、広域化により県内医療機関においても個別検診ができる状況となっております。

令和2年度から令和4年度のがん検診の受診率ですが、令和4年度については12月までの受診率といたします。胃がん検診、令和2年度5.0%、令和3年度4.8%、令和4年度4.1%、大腸がん検診、令和2年度8.6%、令和3年度9.0%、令和4年度7.6%、前立腺がん検診、令和2年度9.3%、令和3年度8.9%、令和4年度8.7%となっております。ほかにもがん検診はございますが、検診率については以上にいたします。令和4年度のがん検診受診率もまだ最終的な受診率ではありませんが、特定健診と同様に前年度を下回ると想定しております。これもコロナ感染の急激な拡大が起因しているものと考えております。

次に、健康チャレンジ事業の令和2年度から令和4年度の達成者数ですが、健康チャレンジ事業はがん検診・特定健診などの健康診査受診、健康づくり教室への参加、自主的な運動の実施、健康づくりへの取組についてインセンティブを付与することで健康に対する意識や行動変容につなげ、住民の健康づくり、ひいては介護予防や医療費削減につなげることを目的とした事業でございます。

事業内容は、参加者に健康チャレンジ台紙を配布し、健康づくりに取り組んでいただきスタンプを集めてもらいます。合計1,000ポイント以上になると500円分の商品券と交換する事業としております。この商品券につきましては、道の駅、門前商店街、ピオで利用することができます。令和2年度から令和4年度の健康チャレンジ事業の達成者数ですが、令和2年度434人、令和3年度509人、令和4年度562人という形で推移をしております。健康チャレンジ事業の達成者数は年々増加傾向にございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今、各種がん検診の受診率等の答弁をいただきました。同時にABC検査、いわゆる胃がんリスク検査も鹿島市では実施をするようになりました。あまり御存じでない方もいらっしゃると思いますが、いわゆるABC検査というのは、ピロリ菌の有無と胃の萎縮状態が分かる優れた検査です。早めに対策が打てるので、胃がんの発症予防に非常に効果があります。5歳刻みで検診できますので、まだピロリ菌検査を受けられていない方は、ぜひ受診をしていただきたいと思います。

そして、先ほどありましたように糖尿病など生活習慣病や腎機能、肝機能が血液検査で分かる特定健診、そして、今では医学の進歩でほとんどが早期発見で治るがん検診、こちらをもっと多くの人に受診していただきたいと思います。私も毎年受診をしていますし、検査結果について保健師の方から非常に分かりやすく説明もしていただいております。特定健診は僅か500円で受診できます。毎日忙しいという方も多いでしょうが、健康は何物にも代えることができません。市民の皆様の健康維持のために、特定健診と各種がん検診の受診率向上について、今後どのように対策を取っていかれるのか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、お答えいたします。

今後の受診率向上に向けた取組をどう行うかということですが、現状の取組等を御説明してまいりたいと思います。

まず、特定健診の受診率向上の取組ですが、受診率向上に向けたデータ分析を行い、効果的な受診勧奨を取り入れております。

次に、勧奨訪問、勧奨電話の実施、集団健診の個人負担を1千円から500円に減額している、保健センターからの各種通知への受診勧奨のメッセージを印刷し、それを適用しております。あと、集団健診のインターネット申込みを実施し、受診率向上に取り組んでおります。

次に、がん検診の受診率向上のための取組でございますが、インターネットによる申込みの実施、個別検診希望者の利便性を考慮いたしまして、乳がん、子宮がん、大腸がんの検診については無料クーポンの送付を実施しております。

次に、リコール通知でございますけれども、申請して未実施の方に対しまして再度勧奨を実施しております。平日に受診できない方のために日曜健診、夜間健診を実施しております。そのほかにレディース検診の実施ということで、これは乳がん、子宮がんの検診を受けやすいように、女性スタッフのみによる検診等を実施しております。これらの取組を実施し、受

診率の向上を目指したいというふうに考えております。

先ほど市長からも答弁がございましたけれども、佐賀県は前立腺がんの年齢調整後の死亡率が全国で1位となっております。鹿島市の特定健診受診者に占めるメタボリック症候群の割合は、令和3年度で15.1%と県内で2番目に高い結果となっております。これに伴い、メタボリック該当者も年々増加する状況となっております。最近の研究では、メタボリック症候群が前立腺がんの発症に起因しているとの報告もございますので、市民の皆さんにも前立腺がんや各種疾病の予防のためにも、特定健診、がん検診等の各種検診をぜひ検討いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今、現状の取組、受診率を上げるための様々な取組を答弁していただきました。受診率が向上していくように願っております。

それでは次に、認知症の方やその家族の方々への支援について伺います。

認知症の人やその家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症に関する相談体制の充実などが重要だと思っています。認知症に関する支援事業について伺います。それと、鹿島市の最新の認知症サポーターの人数をお聞きします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、認知症の方や家族を守る支援についてということと、あと、認知症サポーターの総数を回答いたします。

まず、認知症サポーター養成講座についてお答えいたします。

認知症サポーター養成講座につきましては、認知症に関する知識の普及や、認知症の方への対策や支援を目的とした事業でございます。現在、寸劇を交えた内容で実施しております。令和4年度の回数は8回、参加者の方は310人、令和4年12月末現在の認知症サポーター数は4,325人となっております。

次に、認知症の方やその家族への支援事業ですが、認知症カフェ、認知症初期集中支援チームについて御紹介いたします。

認知症カフェは、認知症について正しい理解を深める場を提供することを目的としております。作業療法士を交え、利用者相互の交流や情報交換の場として開設しております。また、鹿島市では介護者の集いの機能も兼ねておりまして、介護者の悩みの相談、情報交換、リフ

レッスンの場としての一面も兼ねております。

令和4年度は6回開催し、参加者の延べ人数は72人、古枝公民館、エイブルで開催いたしております。また、新年度からは新規事業として、個別相談等に特化したピアカフェの開催も計画いたしております。

続いて、認知症初期集中支援チーム事業でございますけれども、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的といたしております。

認知症初期集中支援チームは、認知症の人や疑いのある人に対して、チーム員が自宅に訪問して、認知症かどうか診断するための専門医への受診支援及び適切な医療サービスや介護サービスの利用ができるよう支援いたします。認知症初期集中支援チームの対応状況でございますが、令和2年度が3件、令和3年度が6件、令和4年度が3件の実績となっております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

この認知症対策については、私も以前、一般質問等で取り上げたことがあります。高齢者見守り支援シール事業、いわゆるどこシル伝言板という事業が鹿島市でも昨年導入になりました。認知症で徘徊される高齢者の方もいらっしゃいます。どこに帰っていいのかわからない、自分の家が分からなくなるといった、そういった方々に通報ができるという事業でございますが、この事業について認知症サポーター養成講座の中で説明をされているのかどうか、やはり一人でも多くの方にこの事業のことを知っていただきたいという思いもありますので、説明をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、鹿島市見守りシール交付事業となります、どこシル伝言板について御説明いたします。

本事業につきましては、認知症高齢者やその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症高齢者の見守りを目的として、認知症サポーター養成講座の中でも事業の説明を行っております。

事業内容ですが、どこシル伝言板とは認知症やその疑いにより行方不明になるおそれがある高齢者にQRコードが印刷されたラベルシールを配布します。このラベルシールを対象者の服や持ち物に貼り付けておき、行方不明発生時には発見者がスマートフォン等でラベル

シールを読み取ることでインターネット上の伝言板が表示され、保護者へメールが自動送信されるシステムとなっております。どこシル伝言板を介して、行方不明者の発見から保護、引渡しを安心、安全、迅速に行うことができるような事業となっております。

なお、令和3年度から事業を開始しており、現在までの相談件数は6件、事業利用は2件となっております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

健康で長生きできるためには、口の健康、歯の健康はとても重要だと思います。本年度、私が受診した特定健診では歯周疾患健診もありました。口の健康を守る大切な歯科健診です。歯や口の機能の衰えは、活舌の低下や、かめない食品が増えるなどの症状が見られ、要介護になる割合が健康な人と比べ2倍以上になるとされています。健康寿命を延ばすという点で、口や歯の健康はとても重要だと思います。口の健康を守る歯科健診、歯周疾患健診を今後も特定健診とともに実施されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、お答えいたします。

今後も特定健診の中で歯周疾患健診を実施するかとの御質問ですけれども、特定健診と歯周疾患健診は別事業となっております。どちらも国保事業であり、こちらのほうで同日開催を計画し、令和4年度は実施したものです。歯周疾患健診は40歳から74歳の国保被保険者を対象とした事業でございまして、年1回の実施となっておりますが、令和5年度においても特定健診と同日実施を現在のところ予定いたしております。

市で行う歯科健診でございますが、乳幼児の歯科健診として1歳半から3歳までに5回の実施、妊婦を対象とした歯科健診、40歳、50歳、60歳、70歳を対象とした歯科健診、これは健康増進事業となります。また、国保加入者のうち40歳から74歳を対象とした歯周疾患健診を実施しております。また、76歳到達者を対象とした後期高齢者広域連合が主体としている歯あわせ健診、これらの歯科健診を実施しております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。最低でも年に1回の歯科健診は大変重要だと思っております。今答弁をさ

れた各種歯科健診についてですが、やはり市民の皆様にも周知の徹底をぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、带状疱疹ワクチン助成についてお聞きします。

带状疱疹は成人の9割が原因となるウイルスを保有しており、80歳までに3人に1人が罹患するとされています。带状疱疹は多くの人が子供のときに感染する水疱瘡のウイルスが原因で起こります。水疱瘡が治った後もウイルスは体内に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが再び活性化して带状疱疹を発症します。発症すると皮膚の症状だけでなく神経にも炎症を起こし、痛みが現れます。神経の損傷がひどいと皮膚の症状が治った後も痛みが続くことがあり、発症した方からは本当に大変だったという声を何回も聞いております。3か月以上痛みが続くこともあり、合併症を引き起こしたり、重い後遺症が残ることもあります。50歳以上で新型コロナウイルスに感染した人は、発症のリスクが高い可能性があるとの報告もあります。誰が発症してもおかしくない病気です。

まず、ワクチンの接種費用についてお尋ねをします。

いろいろと調べてみましたが、8千円から44千円程度かかるようですが、このワクチンの種類が何種類かあるようですが、このワクチンの種類と実際にそのワクチンの種類別にどの程度の費用がかかるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

带状疱疹は水痘带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。時に水痘のような発疹が全身に広がる場合や、顔面や神経麻痺で視力障害を起こすこともございます。加齢によって発症率が高くなり、50代以上に多く、80歳までに3人に1人が発生するとされており、

带状疱疹ワクチンは、この带状疱疹の発症を予防するワクチンということになります。現在テレビでも放映されておりますけれども、带状疱疹のワクチン接種につきましては任意接種となっております。带状疱疹ワクチンの費用ですが、不活化ワクチンシングリックス接種の場合は2か月間で2回の接種が必要となり、1回の接種費用が22千円から25千円程度かかることとなります。発症予防効果は97%となっております。

生ワクチンビケン接種の場合は1回接種でございまして、接種費用は8千円から9千円程度になります。発症予防効果のほうは50%から60%となっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

带状疱疹ワクチンは接種費用が非常に高いので、個人負担が軽減されるよう、例えば、発症の確率が高くなる50歳以上を対象に助成をするとかの対策が必要であると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

現在、带状疱疹ワクチンの接種は予防接種法に基づく定期接種ではございませんので、任意の予防接種となっておりますが、国では審議会において新たな定期接種の対象として、おたふく風邪ワクチン、带状疱疹ワクチンの定期接種化が検討されているところでございます。

ワクチン接種の助成を実施するに当たっては財源確保が必要となりますが、带状疱疹ワクチンの接種費用は高額となっております。この带状疱疹ワクチン接種が定期接種となれば国から交付税措置が実施されますので、現状としては国の動向、定期接種化を見ながら検討したいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今、国の方針を受けてからというふうな答弁でございましたが、実は東京都は来年度、2023年度から带状疱疹のワクチン接種費を助成する区や市町村への補助事業を開始すると発表しております。50歳以上を対象に、助成する区や市町村に2分の1を補助するという事になっております。現状、佐賀県でもそのような動きはまだあっていないようですが、やはり現場に一番近い市町村、私たち市町の議員が直接市民の方からそういった苦しみのか要望の声を聞くわけですね。ですので、市町村のほうから上のほうに、県のほうに声を上げていっていただいて、また鹿島市だけではなくて、近隣の嬉野市とか武雄市、そういったところから声を上げていけば、県のほうも助成というふうな動きをすることも可能ではないかなと思っておりますが、その辺のところを松尾市長はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

ワクチン接種の費用の、県のほうの助成ということでのお話です。

今、佐賀県の市長会とかそういう会合、あと、知事と直接話し合うGM21というような会合がございます。そういうふうな中で知事のほうに御提案申し上げるというのも一つの方法

ではないかと思っておりますし、あとは九州市長会、全国市長会等、そういう組織の中で要望事項を取りまとめることがあります。そういう一連の流れの中で、鹿島市として県のほうに提言するというのも一つの方策であろうというふうに思います。

いずれにしても、皆さん方の御負担が非常に大きい場合はそれを軽減するような策も必要だというふうに考えておりますので、担当とも少し話をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。よろしくお願ひいたします。

次に、日常の買物などに対する支援についてお尋ねをいたします。

食料品や日用品をはじめ、日常の買物に困っている高齢者への支援も重要です。農林水産省の調査によれば、自宅から店舗まで500メートル以上かつ自動車の利用が困難な65歳以上の人口を示す、いわゆる食料品アクセス困難人口、これが推計824万人と発表されております。高齢者の約4人に1人が買物難民に当たります。

鹿島市では令和元年、2019年10月より買物応援バスの取組を始めました。七浦地区でスタートしたこの取組では、月2回、社協のバスで中心部のスーパーなどへ無償で送迎する事業です。私も視察を兼ねて参加したことがありますが、買物を楽しみながらコミュニケーションも図れて、有意義な時間をつくることができます。

買物応援バスの利用状況と今後の予定、例えば対象地域を拡大するなど、このことについてお聞きします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

七浦地区で実施されている買物応援バスについて、まず御説明いたします。

七浦地区で実施されている買物応援バスは、鹿島市が社会福祉協議会に委託している高齢者のための地域支援事業の一環として実施されております。この買物応援バスは、七浦地区高齢者の地域支援を検討する中、創設されたものでございます。高齢者の買物とそれに伴う移動の手段の確保を課題と捉え、令和元年10月から社協が中心となり、七浦地区高齢者を対象に買物支援が月2回無償で実施されています。

令和4年度の買物応援バスの実施状況ですが、バスの運行は月2回実施されており、1運行当たり12人程度の利用が行われております。2月中旬までの実績でございますが、実施回数は19回、参加者は延べ229人、ボランティアは延べ69人の協力となっております。また、買物と併せて運動教室等も行われておりまして、介護予防の役割も担った事業となっております。

ます。

地域拡大を行うかということについての御質問ですが、買物応援バスは現在、七浦地区だけでの実施でございますが、社協からの地域への呼びかけにより地域からの相談もあっております。これに伴い、具体的なニーズの検証やボランティア確保等の調整が整えば、拡大実施されるということになります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今後さらに増え続ける高齢者の人口に伴って、移動の足となる買物応援バスなどのコミュニティバスの各地域での導入、あるいは商品を自宅に届ける宅配サービスや地域を巡回する移動販売カーなどの取組を推進していくことも必要だと感じております。行政として、今後日常の買物などに対する支援についてどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

まず、買物応援バス以外でも介護保険事務所や市が実施している買物支援等について御紹介いたします。

介護保険適用となるホームヘルプ事業では、ヘルパーが自宅に訪問し、本人から依頼されたものを購入するサービスを実施されております。また、介護保険の適用外の市が行う買物支援として軽度生活援助事業がございまして、先ほど取り上げましたホームヘルプ事業と同様のサービス実施を行っております。対象は介護保険の認定を持たない65歳以上の独居高齢者世帯でございまして、支援の必要があると判定された方が対象となります。

また、民間によるホームヘルプサービスや移動販売等も行われており、少しずつではございますが、支援体制が進んでいるのかと考えております。

高齢化が進んでおりますので、他市町の取組状況等も参考にいたしまして、今後も新たな施策の検討が必要になるかというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

それでは、最後の質問です。

今後予想されます超高齢化社会に向けて、通院が困難な高齢者への対応のため、自動車を活用したオンライン診療や訪問診療の普及促進について質問をします。

鹿島市は中山間地域も多く、過疎地域等に病院がなく、医師不足への対応がこれからの超高齢化社会へ向け必要になってくると思います。比較的市街地に集中している病院への通院が困難な高齢者へのオンライン診療や、訪問診療等を普及促進していく必要性を感じております。今のこの現状と、行政として今後この問題をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

それでは、オンライン診療、そして、訪問診療の普及促進について、市としてどう考えているかというところで、これは広域的な課題としてお答えをしたいと思います。

市内におけるオンライン診療、訪問診療の導入状況ですけれども、オンライン診療については既に導入している医療機関、導入を検討している医療機関、導入予定のない医療機関が混在しておりまして、導入の割合は低い状況ではございます。これに比べて、訪問診療を実施する医療機関の割合は高い状況です。

具体的には、まずオンライン診療ですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、基礎疾患を持つ方の中には定期受診等を迷う方もおられたとお聞きしております。このような中、注目されたのがオンライン診療ですが、このオンライン診療とは、スマートフォン、パソコン、タブレットを用いて医師が患者と離れた場所で診療を行うもので、患者は医療機関に出向くことなく診療を受ける診療方法です。現状では診療に使える疾患に制限があったり、初診は対面で診療を受けなければならないなどの制約はございますが、新型コロナウイルス感染症については厚生労働省から通達が出され、新型コロナウイルス感染症の拡大に際して時限的、特例的な取扱いとして、医師の判断で電話やオンラインによる医療の相談、受診ができるようになったこともあって、これまで以上にオンライン診療についての認識も進んでおり、一層注目されることが予測されます。

現在、佐賀県の医療は第7次佐賀県保健医療計画、平成30年度から令和5年度に基づき実施されておりますけれども、現状、計画の中ではオンライン診療については示されておられません。現行計画の経過を考えれば、令和5年度中には新たな計画が示されると考えられます。オンライン診療の普及促進については、この県の計画の動向を注視しながら検討したいと考えています。

次に、訪問診療は、私も委員として出席する佐賀県が事務局の医療機関や行政等の関係者の会議でも議題として取り上げられておりまして、市内においても複数の機関が対応されています。施設、在宅の診療が実施されておりまして、かかりつけの患者を対象に月1回から2回程度の診療が実施されているようです。

先ほど御説明しました第7次佐賀県保健医療計画では、在宅医療の中で訪問診療について

示されています。これは人口10万人当たりで訪問診療を実施している医療機関は、県内の二次医療圏管内で全国平均を上回っておりまして、在宅医療の提供体制は一定程度確保されているとされています。在宅の診療についても県計画の動向を注視していくように考えています。

これらのことから、オンライン診療、訪問診療は、独り暮らしの高齢者の方や中心市街地から外れた地域の方々の診療体制として、市内、市外が連携した取組として鹿島市としても重要な課題として対応の必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

詳しく答弁をしていただきました。

最後になりますが、今のコロナ禍や、さらには物価高騰や燃料高騰、少子高齢化など、かつてない課題に直面し、生活や働き方も多様化しています。このように変わりゆく地域社会で、人生100年時代に向け安心と活力を見出していくことが、これからますます大切になると思っています。私自身、これからも互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる社会を目指し、市民の皆様の声に寄り添いながら頑張ってまいります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で6番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

皆さんこんにちは。3番議員の笠継健吾です。通告に従い質問をいたします。

初めに、私は昨年春に市民の負託を得て議員となりました。そして、あっという間の1年で、ここの議場におります。その間、御指導いただきました皆さんに大変厚く感謝申し上げます。

それでは、質問をする前に2点ほど1年間で感じたことをお話ししたいと思います。

私は議員になる前は、市役所の皆さんは公務員で非常にゆとりのある仕事をなさっているのだろうというふうに思っておりました。しかし、この1年間皆さんと触れ合っているとき

に、少数精鋭で一生懸命それぞれの分野で頑張っているなというのが素直な感想でございます。それは、今年1月の佐賀新聞に住み続けたい街アンケートで佐賀県の中で鹿島市は第3位という好結果が出ておりました。これは鹿島市の環境と、そして、市役所の皆さんが一生懸命やっておられるということがこういった結果になっていると思います。今後もこの結果が第1位となるように、また一生懸命働いていただくことをよろしく願いいたします。

2点目は、昨年春から多くの皆さん方と接してまいりましたが、主婦層の方、そして、現役の働いておられる方、高齢者の方々が鹿島の将来についてどうなるのでしょうかと、その将来をいいものとして感じる事があまりできないというふうな話を多く聞きました。それは私もこの1年間でそういった感じを少し感じていた次第でございます。そういった中で、そのことがどういうことかと考えてみましたときに、将来、鹿島を成長させていくような取組、これが若干不足しているのじゃないだろうかというふうなことを思いました。それは、自分の力で自分の懐をよくしていくという取組そのものを少し頑張っていかなければいけないのではないだろうかというふうに思った次第でございます。

それでは、質問に入りたいと思いますが、県立大学の設置につきましては、山口県知事が昨年12月の知事選で公約に掲げられ、2月の県議会では、令和9年度には開学したい、設置する場所については早めに決定していきたいと言われております。鹿島市では松尾市長がいち早く手を挙げられ、また、2月には設置の正式な要望書を県に提出されました。そのことにつきましては、鹿島の人口減少率が県内で一番高い。それは4月になると多くの若者が大学進学や就職で鹿島を離れているということで、その要望書に訴えられています。そのような表明、要望をいち早くなされたことに感謝申し上げる次第でございます。

それでは、松尾市長の県立大学誘致に対する考え、意欲を再度聞かせていただきたいと思います。

ほかは一問一答で質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

笠継議員の質問にお答えいたします。

冒頭、鹿島の行政の頑張りということの評価していただきました。本当にありがとうございます。一丸となって今後頑張っていきたいというふうに思います。

それともう一点が、鹿島の将来に明るさを感じる事ができないということと言われる方もおられるということです。我々も第七次の総合計画の中で「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」ということで掲げておまして、一方、市外の人から見れば、鹿島はいいところですよというような評価もいただいておりますので、先ほどありましたように、自分たちの力でこの鹿島を盛り上げていく、そういう動きをしなければいけないと思っております。

ので、議員の御意見を承りながら今後対応していきたいというふうに思います。

1 番目の質問の県立大学、このことについて質問をいただきました。昨日の福井議員の冒頭の質問でもこの県立大学校のことが質問されて、今までの動き等々について答弁をしたところです。さっきおっしゃったように、県内の4年制大学は2校しかなくて、他の県とすると少ないという一つの大きな要因があって、県外に出ていく人が非常に多いと。このことを懸念されて、今後の佐賀県内、ひいてはこの鹿島のいろんな中核となる人材が不足していくんじゃないかと、そういう危機感を基に、ぜひ県立大学をつくりたいという話ではなかったかと思います。

今、2月の県議会のほうで基本構想についての話があって、それが可決をされました。いよいよこの内容について、県のほうでどういう大学をつくるかという基本構想が今から考えが進められていきます。さっきおっしゃったように、県内のいろんな市町からぜひうちにとという話があります。鹿島も手を挙げて県のほうに要望書を持っていきました。そういう中で、その県立大学校という話と、もう一つは、広く教育の場を県内のエリアに広げる、サテライト教室というような考え方を持っている。それと、高等専門学校、高専も今後考えていきたいというような話も、いろいろまだそこら辺の情報が固まっていません。そういう情報を的確に収集しながら、じゃ、鹿島でどういうふうな受入れ体制ができるのか、そこを今から、ゆっくりとは考えられません。やはり時間を置かないで考えていきたいというふうに思っておりますし、1つは、鹿島市で候補地と示せるような場所を考えておかなければならないと思いますので、それは我々のほうでこれから早急に対応していきたいと思います。

もう一つは、やはり県との関係性です。いろんな話をするときに、県との関係性を十分持っておかなければいけないということで、そこも一つのポイントになってくると思います。鹿島市もそういうことで県との関係性をより強めて、いろんな情報を交換できるように努めていきたいというふうに思っております。鹿島市にとって、以前も申しましたが、軟らかいものから硬いものまで、いろんなものづくりのまちとして、あるいは文化、教育のまちとして今まで栄えてきましたので、そういう視点で皆さん方の要望もぜひということですので、なるべく皆さんの要望に沿うような形で我々市としても取り組んでいきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

大変ありがとうございました。松尾市長の意欲度を聞かせていただき、大変安心をいたしました。

その大学誘致の件については、1 日目、福井議員が今考えられることについて質問をされ、そのことについては答えていただきました。また、松尾市長より詳細についてはまだ県より

示されていないこともあり、鹿島市としては、どう細部を検討するかはそれからだということと言われ、そのことは分かりました。

県立大学設置については、鹿島市にとってこの上のないことであり、実現した場合には鹿島は大きく活気がある市へと変化していくことと思われまます。今苦心しているJRのダイヤの改善、他県からの大学のスポーツ合宿による活性化も県立大学生に十分に果たしてもらえます。ほか、小・中・高校生への影響、商店街の活性化など、鹿島市全体への活気は計り知れません。どうぞ鹿島への設置が実現いたしますように強く希望する次第でございます。よろしく願いいたします。

それでは次に、質問をいたします。

新工業団地の取組がどうなっているか、進捗状況をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

お尋ねの新工場団地の進捗状況についてということでございます。

これまでも今年度の議会の中で何回かお答えをしてくれているところではございますけれども、新工場団地につきましては、今現在の大村方工場団地、それから、谷田工場団地が既に分譲が終わって余地がないということで、新しい工場団地について整理をどうするかということをお尋ねを重ねてきたところでございます。

今現在は作業としては、新しい工場団地の候補地ということで3か所を今候補地として定めている状況でございます。今後につきましては、これまではその次の段階を、昨今のコロナの状況だったりとか、いろいろな経済状況を含めて世界情勢が若干見通せないところがあるということで、しばらく作業としては滞っているところがございました。ただ、やはり鹿島市にとって新しい工場団地は、経済的なところと、それから、雇用とか人口定着、そういったところに関して非常に重要な要素であるということで、松尾市長のほうからも早急に作業を進めるようにということで指示を受けているところでございます。それを受けて、今その3か所の候補地について具体的にどこを第1の用地として定めていくかという検討を進めている中で、それに対して様々な法的な規制とか、そういったところですね、農業振興地域、それから、都市計画の用途区域、そういった制約と、それから、実際それを進めるに当たって、いろいろな企業の誘致のところもある程度情報を一緒に進めなければいけないということで、事務的なところで今、県のほうとかにも相談をしながら、具体的に候補地の選定、それから、今後の整備に向けての手續について事務的な準備を進めている段階でございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

このことは鹿島の将来の成長を考える重大な取組の一つでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

参考のために、現在の工業団地を造成するに当たり要した期間、用地取得、造成、分譲終了まで開始時期と終了時期、また、要した費用、現在の雇用人数を教えてください。

○議長（角田一美君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今現在の工場団地の情報ということで、まず、大村方工場団地のほうからお答えをいたします。

こちらのほうが用地の面積が13ヘクタール、分譲も同じく13ヘクタールという状況でございまして、用地の買収にかかりました期間につきましては昭和59年から平成3年までの7年間、それから、造成工事につきましては昭和61年から平成4年までの7年間、分譲の期間としましては昭和61年から平成11年までの15年間を要しております。総事業費としましては約19億円で、こちらのほうでの今の雇用、就労者数ということで約600人という状況でござい

ます。

それから、谷田工場団地のほうをお答えいたします。

用地の買収の期間としましては平成2年から平成10年までの9年間、それから、造成工事の期間としましては平成3年から平成4年までの2年間、それから、分譲の期間としましては平成4年から平成30年まで25年間を要しております。それから、総事業費につきましては、約20億円となっております。就労されている人数としましては、約380人というところであります。それから、すみません、谷田工場団地のほうの面積ですけれども、用地の面積は全部で21ヘクタール、分譲面積としましては13ヘクタールということとなっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。大村方工場団地の分譲終わりが平成11年ですね、そして、谷田工場団地の分譲終わりが平成30年ですね。平成30年から今、5年たっていますね、最終的に。大村方からは相当たっているということで、雇用人数は両方合わせて980人ということでご

ざいます。

それで、大村方からは相当の時間がたっておって、その中で谷田工場団地ができたということで、最終的に平成30年で分譲が終了であります。ここは1社が遅くなったので30年になったということですね。ということを考えれば、1社が、分譲地が1つだけ残っておる状態で、この間ずっとそういった取組がなされていないということは、やはり将来に向けた企業誘致をどうするかという考えが少し取組姿勢ということで甘かったんじゃないかと。それが先々の、将来どこが来るよとか、そういったことが見えないということを市民の皆様が私にぼつぼつ言われてきていることだろうというふうに推測をされます。ただ、この中にはコロナ禍というのが非常に影響して取組が遅くなったのは理解できます。ただ、それは過去であり、今後どうするかというのが大事です。

そういう中で、1つだけ9月の議会で財源、例えば、19億円とか20億円、大村方19億円、谷田工場団地20億円というような大きなお金が要ります。そういった中で、例えば、資金的なものを考えていかなければいけない、それはそうと思います。ただ、用地取得にかかった費用、造成にかかった費用というものは、来ていただいた企業さんからいわゆる分譲地の取得費用としていただくことで軽減があるんじゃないでしょうか。そこら辺を教えてもらっていいですか。

○議長（角田一美君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

工場団地を整備するのにかかる費用、それを分譲して、企業が購入をされる費用とか、そういった中での収支の関係のお話だと思います。

谷田工場団地のほうを例として申し上げますと、実際かかった費用、それから、分譲した費用で単純に比較をすれば、収支でいけば8億円のマイナスが生じている状況ではございますけれども、ここは当然、用地の単価の設定のところの関係も出てくるんですけれども、基本的には造成をして分譲するところの、民間の考えでいけば、そこに当然経営としてちゃんと成り立つような計算の下、単価設定はされるわけですが、工場団地に限っては一般的にやはり誘致というところを考えておりますので、企業のほうが入っていただかなければいけませんので、そこに近隣というか、ほかの市町との関係の中で適正価格というところを設定していくということになってくると思います。

この中で、今現在でいけばなかなか整備に要した費用をその分で賄える状態というのはなかなか厳しいかと思っておりますけれども、ただ、このマイナス分につきましても、企業誘致、入っていただいた中で、工場が実際入っていただいた後の雇用だったり、雇用の創出、それから、経済波及効果とか税收、そういったところがその後ずっと生じてきますので、結果的

にはその分を含めれば収支としては長期的に見れば賄えると考えておりますけれども、ただ一方で、整備をした後になかなか分譲、企業のほうの誘致が相調わない場合は、その分について償還利子等が膨らんでしまうというふうなところも考慮をしなければいけないと考えております。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

費用の面については、全額来ようとは思っていません。企業さんに来ていただくためにつくって、そして、来ていただいたということはありがたいと、そういう中で、先ほど大村方で19億円費用があったが、8億円が残っているというようなことですよ。半分以下が残っている。これについては、企業さんがずっと成長をしていかれる、そういった中で、我々という自主財源、これが多分相当、40社ぐらいあるんですか。大村方で20社ぐらいありますね。それで、そういった税収を考えれば、この費用の差額というのは将来十分取れる。そして、この雇用者全体900人、相当なものです。この方たちのそれぞれの家庭、そうしたもろもろを考えれば相当な貢献度があると思いますので、今後の取組については、しっかりやっていただきたいと思います。

人口減少率県一、雇用の拡大は図れません。人口減少の中、その上に若い人の転出が多い。若い人たちは悩んでいます。帰ってきて働きたい人たちも定年後しか戻れません。何もしなければ、こういったところの将来の発展が望めませんので、新工業団地のことについては一刻も早く取り組み、企業誘致、これはなかなか大変なことだと思いますが、ここが努力の部分。これをしていくべきであり、それは今の我々が若い人たちのためにやらなければならないということだと思います。そこに市民が見えないと言ってくる明るい未来が見えてくると思います。今の執行部の皆さんに、このことを鹿島市の将来にとってどれだけ大事なものと考えていただき、すぐに行動に移していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは次に、J R 肥前鹿島駅前整備について質問をいたします。

各工事の予定について、時期的な予定が分かれば教えてください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

まだ各工事の具体的な着工時期と竣工時期は決まっていません。現在、県が駅舎やロータリー、駅前広場などを含めた肥前鹿島駅周辺エリア全体のエリアプロデュースに着手しており、令和5年8月末頃までには完成する予定となっております。その後、令和5年度から6

年度にかけまして実施設計や都市計画決定などの諸手続を行い、速やかに駅舎などの整備に着手する予定となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

今のところ時期的なものについては未定である。ただ、今年度、駅舎については最初にやるというようなところでいいですかね。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現在、県のほうはエリアプロデュースに着手しております、その中でこういった建物、施設を建設していくかというのが決まって、その中でどの施設から先に着手するかというのが決まってくるという形になってまいりますので、比較的新駅舎のほうは早い着手だとは思われるのですが、まだ県から正式なアナウンスがあっておりませんので、そこら辺についてはまだ正式にお答えすることができないところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そしたら、県にやっていただくことですが、まず最初のスタートの時期もまだよく分からないということでもいいですか。例えば、今年の秋ぐらいからとか、そういったものも決まっていないですね。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

今回の駅周辺整備に関しましては、都市計画決定の変更などの諸手続がございますので、令和5年度から6年度にかけましてその諸手続を終わらせて、それが終わり次第、速やかに着工、または着手につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

分かりました。5年度から6年度において計画がなされ、その後ということで、5年度には始まらないだろうというふうな感じですね。分かりました。

駅前周辺整備については、私も昨年4月から、途中からでしたが、協議の中に入り、県が駅舎とロータリーについては支援を表明していただいております、その中で市が取り組む事項については議論が詳細になされてまいりました。県に取り組んでいただく新駅舎、ロータリーがありますが、新駅舎の構想については、現駅舎の外観は今の駅舎の新設当時の状況に大方復原されて、その内部については利用されたところであると思っています。そして、その現駅舎の復原されたものも見せていただきました。そして、別に新駅舎を県にて新設していただくところですが、山口県知事におかれましては非常に鹿島の今の状況を親身になって考えていただいております、駅前の周辺整備については鹿島のみんなが喜ぶようにぜひしていきたいと言っておりますので、大変ありがたく、市民にも伝えているところでございます。

その中で、市民の声として、この駅舎については駅前広場の目でもあるので、ぜひみんなが喜ぶような造りにしていただきたいというふうなことを多々聞きます。新駅舎についての市民の声を聞くというところはどうか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。答弁は午後からお願いいたします。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

午前中の3番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

新駅舎は県の事業区分です。今、市の事業区分まで含めて、現在、県がエリアプロデュースを行っていますが、その目標は次の3点です。

一つ、鹿島、太良の魅力を世界に発信する空間、一つ、みんなが集って憩えるエリア、一つ、地域をつなぐ公共交通を軸とした周遊の発着点、以上の3点でございます。

県がつくる新駅舎の基本設計は、市が作成しました全体構想、基本計画の思いを引き継いでつくられますし、全体構想時に行いました市民アンケートの結果も県にお伝えをしております。ここからは市民から出た様々な意見の中から絞り込んでいく作業になります。

県からエリアプロデュースの内容が公表されましたら、市のほうも周知に努めまして、引

き続き様々な場面で事業への市民の参加を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。駅舎につきましては、その駅前広場の中でも非常に目となるところで、ここがどういった外観であるかによって駅前広場そのものの魅力度が全然変わってくると思われまして。そういった中で、市の全体構想の中で市民にそのこともアンケートを取られているというふうなことでございます。そのことを伝えているということですが、その駅舎の外観について県から何か言ってきていることはありますか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現段階では公表するような駅の外観の話というのはございません。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

鹿島の担当課におかれては、その外観というものは非常に影響を与えるものだと、つくればずっとそのまま。だから、できる前にそういったことを知っておくというようなことは、鹿島の目として大変大事なことだろうと思います。現駅舎がつくられた当時の外観でつくられてきたというときに、そのことは、新駅舎ができるから、またそれに期待をしていくと、非常にその期待度というものは大きいものがございます。その中で、県の担当課の皆さんと皆さんが接する中でそういった声が上がっていると。そして、どういったものをつくれるのかというものを前々に教えてもらおう。そして、そのところでもう一遍アンケートを取る、そういったことがいいんじゃないだろうかと私は思います。

ただ、県知事におかれましては非常にいろんなことを考えておられますので、あまり強いことは言えないなというふうなことは分かっておりますので、大変ありがたいことですが、やはりそういった景観をアンケートを取って希望を出していたときに、そこをどうするよというふうなことを教えてもらえないかということをお願いいたしますか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

もちろん今回のエリアプロデュース及び駅舎、駅周辺の基本設計というのは県と市がお互いに協力をしながらやっているものでございますので、議論のテーブルには既に市のほうも参画いたしまして、いろんな話をさせていただいている。駅舎のデザインを含めてということでお考えください。ただし、県が公表しますエリアプロデュースが公表になります前までは、こちらのほうから駅舎のデザインが今こういうふうになっていますとかいう公表をすることはないということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

希望しているものが来るものと思います。ただ、それはできれば、それでそのままいきますので、ぜひ前々にデザインの計画ができたならば教えていただくこと。そして、それはまだ市民の声があると。そのアンケートを取っていただいた構想の中で県にお伝えしていただいた、その後も、駅はどういったものができるんだろうかというような声、明るい駅をつくってくださいよというような子供さんの声があります。したがって、その明るいものじゃないものができてきた場合はどうするのか。ただ、それは全体の県、そして市民、そういったものが、ああ、これで納得というような、全員が納得するということはできないかもしれませんが、そのように周辺整備の中では大切なものだということを執行部の方には考えていただいて、今からの県とのやり取りの中でそういった声が上がっているということを伝えていただきたいと。ただ、県知事が一生懸命されていることも大変ありがたいということを伝えていただきたいと思います。

それでは次に、森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

まず、その仕組みの内容を教えてくださいませんか。お願いします。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

では、森林環境譲与税の仕組み、概要について申し上げます。

この森林の整備は、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、また、地方創生や快適な生活環境の創出につながるものでございます。

しかし、現在、森林整備を進める際、所有者の経営意欲の低下でありますとか、所有者不明の森林の増加、また、境界未確定の森林の存在や担い手不足等が大きな問題となっております。こうした課題に対応し、森林資源の適切な管理を推進するため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について市町村自らが管理を行う森林経営管理制度というのが創

設をされまして、その財源として森林環境譲与税が創設をされました。この制度では、新たに市町村が仲介役となりまして、林業経営に適さない森林などを市が直接経営管理をすることとなりまして、市では森林所有者の方に意向調査を行いまして、個人によらない林業経営を希望された森林、つまり林業経営を市に任せるといような森林につきまして、経営管理集積計画というものを策定いたします。その後、経営管理権を設定いたしまして、これに基づき市は間伐等の造林事業をこれを財源としながら行うということになります。

鹿島市においては、対象となります森林が2,322ヘクタールございまして、ここで調査及び最終的な森林整備を行うこととなっております。この譲与税の賦課徴収につきましては、令和6年1月1日から施行されることとなっております、個人住民税の均等割課税者に対し、年額1千円が賦課されまして、住民税に上乗せする形で国税として徴収されることとなっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

6年1月1日から住民に対して1千円を徴収されるということですが、この1千円の住民税に上乗せして取るということのを知りたいんですが、これは例えば何人かいらっしゃって、取らない人、取る人の区別はどういうふうになるか、教えてもらっていいですか。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

この1千円の税額上乗せされる方は、個人住民税の均等割額が課税される方に上乗せがされます。これは住民税課税されない方については1千円の上乗せはないということになっております。今現在、鹿島市で課税対象となっている方が約1万4,000人ほどになるというふうに想定をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

徴収されない方が1万4,000人ということは、半分——反対か。徴収されるのが1万4,000人ということですね。この住民税が取られる方ということは、所得があつて税金を納めておられる方という考え方でいいんですか。そういうことですね。そしたら、所得があつても税

金を取られない方は払わないでいいということですね。

そういうことで、1万4,000人の方が取られると。鹿島は2万8,000人ぐらいですけど、これは子供さんもいらっしゃるの、大方、所得税を払っておられる方が1万4,000人ぐらいで、取られるということになります。

このことで徴収期間は決まっているのか。それが入ってきますけど、そしたら、金額は1万4,000人の1千円ということか。金額は年間どれぐらい入ってきますか、また、その期間はいつまでとか決まっているのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

この森林環境譲与税の賦課につきましては、時限的ではなく、恒久的な制度とされておりまして、何年から何年までで終わるといようなものでは現在のところございません。

鹿島市に譲与される額ですけれども、これは譲与基準というのがございまして、市の人口でありますとか、私有林の面積、あと林業の就業者数、これらによる案分によって譲与されるものでございまして、大まかにいえば森林面積が大きい自治体ほど多く譲与される仕組みとなっております。

この制度施行に先駆けて既に令和元年から各自治体に徐々に譲与が始まっておりまして、譲与が始まりました令和元年度が鹿島市に4,700千円、令和2年と3年がそれぞれ約10,000千円、今年度につきましては13,000千円が譲与されたところでございます。正式に制度開始となります令和6年度からは約16,000千円が譲与されるものというふうに見込んでおります。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

分かりました。

それでは、実施先の選定の仕方、取組方、これがどうなるのか。個人との話し合いなのかどうなのか、所有者ですね。また、今、多くは保安林になっているところ、個人か保安林という制度に、そういったところにしてほしいとあって保安林になっているところも対象になりますか。選定の仕方を教えてください。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

実施先の選定につきましては、まずは令和元年度から既に森林所有者の方に今後の経営管

理についての意向調査というのを実施いたしております。これによりまして、その先の管理協定などが調った地区から現場に入っていくことといたしておりますが、これらの優先順位のつけ方といたしましては、所有者1人の方の森林面積が大きくて、ある程度まとまった形で集積、集約が行いやすい地区から優先的に行っていくことといたしております。具体的には来年度から浅浦区のほうで約30ヘクタールでの間伐を行う予定といたしております。

また、保安林の御質問ですけれども、保安林のほうもこの森林整備の対象というふうになってございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

選定の仕方については、所有者に対する意向調査をやるということですよ。ただ、その意向調査はどういったところで、所有者はたくさんいらっしゃるはずだと思います。それで、その意向調査の対象先、例えば、今言われた大きな面積の山林を持っておられる方個人に真っすぐ全部行くんですか。どうですかね。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

この意向調査につきましては、市のほうで全て行っております。この対象になりますのが、全ての森林所有者個人の方となっております。ただ、これは令和元年から、今年度はどこ、今年度はどこというように決めて計画的に調査をやっておりまして、最終的には全ての個人の森林所有者の方の意向を調査して造林事業に進めていくという予定でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

この森林の整備ができない方というのは相当いらっしゃると思いますので、そこら辺の選定の仕方ですね、それは全部をやるということではできないと思いますので、そこはきちんと意向調査をするときに、いろんなことが起きないように、エリアを決めるとか、そういったことをやって、納得してやっていただくということをよろしく願いをいたします。

鹿島市においては森林が多く、現在では所有者の高齢化や不在により手入れ不足の人工林がほとんどであります。経済ベースで成り立たず放置され、また、豪雨等で損傷した林道も放置されている状況であります。そして、鹿島の一番魅力のところでございます美しいはずである山々は今ごわごわした景観であります。また、麓の道路までもかぶさってきている状

況でございます。

国は令和元年度より県、市町に森林環境譲与税を譲与し、来年度から住民税に上乗せする形で1人1千円を徴収されるということでもあります。このお金が有効に活用され、鹿島市の森林と景観がさらによくなるように、執行部の皆さんにはどうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

これで通告の質問は終わりましたが、その通告の中で工業団地の件でお伺いをいたしました。その中で、現在の工業団地の雇用の人数は900人、1,000人弱、1,000人ぐらいというふうに言っていると思いますが、雇用がございます。また、ここの税収についてはどうかと思っておりましたが、税収について分かっているところがあれば教えてください。

○議長（角田一美君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

先ほど説明をいたしました中で、2つの工場団地についてお話をしましたけれども、その中で、それに関して税収として市のほうに入ってくる情報ということで、今、私のほうで分かる分についてお答えをしたいと思います。

谷田工場団地のほうが、先ほど説明しましたように、分譲が平成4年から平成30年にかけて行われておりますけれども、この間、4社の企業のほうの入植というか、立地がっております。今現在の就労者数は約380人ということですが、平成4年から平成30年までの段階的に企業が入った中で、平成4年から平成30年までの企業が立地したときに係るそれぞれの固定資産税、それから、事業に係る法人市民税、それから、雇用者の住民税等を累積、平成4年から平成30年までの期間のトータルで、平成30年の時点で一度資料を整理しております。その時点で全体の金額として約10億円の税収ということですね、平成4年から平成30年までの全ての累積額で約10億円の税収があるということで情報をお伝えします。

○議長（角田一美君）

3 番 笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

工業団地に今現在来ていただいている企業さんにつきましては、鹿島市財政の中で非常に税収も大きなものがございます。そして、雇用の貢献度も非常に大きいものがございます。こういった工業団地がなければ、こういったものもやはり望めないものがございます。分譲地がなくなったところであれば、また、さらなる鹿島の将来を考えて、そして、若い人たちのためも考えて、今、我々がきちんと若い人たちのためにやっていかなければならないということでございます。今聞いたところ、非常に税収もある、雇用もあるということですから、ぜひ新工場団地については取組をしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、本日の質問を総括いたしますが、鹿島を成長させていくという取組、これが市民の皆さんが将来明るく、将来がちょっと見えてきたなというふうな取組でございます。そういうことで、市民が希望を持つことができるように今の執行部の皆様でしっかり頑張っていると思います。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時40分から再開します。

午後1時27分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番中村日出代議員。

ここで申し上げます。中村日出代議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○4番（中村日出代君）

こんにちは。4番議員の中村日出代です。よろしくお願いいたします。

桜咲く気持ちいい季節となりました。

それでは、気持ちよく質問に入ります。

質問は、1、給食センターの改修について、2、空き家の存する敷地に係る固定資産税等の措置について、3、令和4年度鹿島市沿岸有明海海洋環境影響調査事業について質問いたします。

最初に、1の給食センターの改修について質問いたします。

学校給食については学校給食法があります。その学校給食法を紹介したいと思います。

学校給食法には、第1条にこの法律の目的が規定されております。その内容は、「学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」とあります。その次に、学校給食の目標7項目を挙げますが、その中で、1、「食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」、次に、「食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め」と学校給食の重要性が示されています。この2項目の目標達成に向けた教育委員会の取組について答弁をお願いいたします。

また、同センターが建築から何年経過しているかも教えてください。

残りの質問については、この後行います。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

御質問の目標2点につきましては、子供たちへの食育が大きなテーマになっていると思いますので、そのことを中心にお答えいたします。

鹿島市では、学級担任の先生や栄養の教諭先生、この方々を中心に食育を進めますとともに、家庭や地域との連携により、発達段階に応じた食育を推進することとしているところでございます。その中で、食べ物を育む環境に対する理解を深め、食材の生産等に関わる人々への感謝する心を持つことができるように、地域の方々の協力を得て自分たちで米作りを行ったり、鹿島の特産品であるノリ作りについて調べるといった学習を行うほか、給食センターでは、毎月「給食だより」を子供たちと保護者向けに発行いたしまして、鹿島産の食材を使った鹿島うまかばい給食、それから、全国の郷土料理を紹介する日本の味めぐり、子供たちから募集した我が家のお勧め料理を給食のメニューとして取り入れていることなど、1か月の献立とともにお知らせをしております。また、紙面の中では生産者の思いを紹介したり、子供たちの感想を掲載するなどにも取り組んでおります。

このように、学校給食に行事食や郷土料理などを取り入れることによりまして、子供たちに食文化に対する理解を深めてもらう工夫を行いながら、学校給食法に示される目標の達成に向けた取組を計画的に進めているところでございます。

申し訳ありません。給食センターの建築年ですけれども、主な調理場棟としましては、古い建物のほうが昭和55年建築、それから昭和61年建築、この2つが主な建物となっております。平成20年に食材の鮮度等の確認を行う検収棟を増築しております。それから、食物アレルギー対策棟として平成30年に増築した部分もでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今答弁の中で、食べ物を育む環境に対する理解を深め、食材の生産等に関わる人々へ感謝する心を持つことができる、この答弁がありましたけど、これも大事なことですよね。これをしっかり取組をしていただきたいと思います。

それから、建物はかなり古かですよね。昭和55年とか61年ですからね。そのことについてこれから質問をしていきたいと思っております。

次に、同法の第9条の学校給食衛生管理基準第1項について紹介します。

「文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持され

ることが望ましい基準を定めるものとする」となっております。そして第2項に、「学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする」と定められています。学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準に、学校給食施設の共通事項として、「学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとすること。また、随時施設の点検を行い、その実態の把握に努めるとともに、施設の新増築、改築、修理その他の必要な措置を講じること」と規定されています。

そこで、この条文で定められている随時施設の点検結果と現在の実態の把握状況を教えてください。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

施設の点検ということですが、これにつきましては、学校薬剤師の協力のもとに毎年実施をしておるところでございます。また、調理を委託しているシダックスさんのほうが毎学期点検を行っていただいております。

点検の内容としましては、施設に関する事項、それから、衛生管理に関する事項、食品の検収、保管に関する事項、調理過程に関する事項、衛生、健康状態に関する事項、衛生管理体制に関する事項になります。

この結果でございますけれども、施設、設備の改善を要する事項として7項目が示されております。

1つ目は、調理施設の床がドライシステムになっていないということ、今後の施設の改修等に合わせてドライシステムとなるように検討していただきと言われております。これにつきましては、建物の構造上の課題もございますので、今後の改修、改築時の対応になるというふうに考えております。

2つ目が、下処理室の床仕上げが剥がれ、排水も不良が見られますので、補修改善を検討してくださいということです。これにつきましては、令和5年度、新年度の予算で対応を予定しております。

3つ目に、肉や魚類の下処理後のかすボックス、処理室から調理室へ食品を移動するためのボックスになるんですけども、調理室側の取り出し口のほうが職員出入口と共用構造になっておりまして、2次汚染を起こすおそれがあるということで、今後改善を検討してくださいと指摘がっております。これにつきましては、1番目のドライシステムの採用がなされていないということと同様に、建物の構造上の課題もございますので、今後の改修、改築時の対応になると考えております。

4つ目に、給食の搬出入口、ドアのエアカーテンが十分に機能していないため、開放時に

防虫、小さな虫の侵入を十分に防ぐことができていないということで御指摘いただいています。これにつきましては、異物混入発生原因となるおそれもありますので、搬出入口のビニールカーテンの設置を検討してくださいという指摘をいただいております。これにつきましては、今後設置の検討調整をしたいというふうに思っております。

5つ目に、調理場壁の破損箇所の補修及び黒カビ発生箇所の改善をしてください。これにつきましては、対応は既に済んでいるところでございます。

6つ目に、検収室の防虫対策を検討してください。小さな虫が入りやすい状態になっているということですが、これにつきましては、対応が済んでいるところです。

7つ目、カット野菜用の冷蔵庫内に水受けを設置することという指摘があつてございますので、これにつきましては、設置の検討をしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

1の調理施設の床がドライシステムになっていない、3の食品移動ボックスの調理室側取り出し口が職員出入口と共用構造となっており、2次汚染のおそれがあるというのは、後でまた改めて質問したいと思います。

それで、2の下処理室の床が剥がれて排水不良ということについては、今年度の予算で処理するということですね。

それから、4番目の給食の搬入入り口ドアのカーテンが機能していないということと、7のカット野菜の冷蔵庫に水受け設置というのは、今後調整したいということですよ。

それで、早めに何でも対応してもらいたいと思います。聞いていると、何か黒カビとか破損していたとか、これは本当によく調査結果をこういうふうにして公表していただいていると思って、私は教育委員会の姿勢を改めて評価しています。それだけ教育委員会としては、この給食センターに対して危機感を持っておられると思います。

それで次に、1については、文部科学省の調査で、調理施設の床がドライシステムになっていない、ウェットシステム調理場でドライ運用を実施している調理場は82.4%にとどまっているという国の調査結果があります。鹿島市の調査結果を紹介してください。また、ウェットシステムとドライ運用の説明もお願いいたします。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

調理場のシステムのことでございますけれども、ドライシステムというのは、床に水が落ちない構造の施設、設備、器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムのことで。ウェットシステムというのは、このように床が乾いていない状態のものをウェットシステムということになります。ドライ運用ということですが、ウェットシステムの調理場におきましても、ドライシステムと同様に床を乾かした状態で使うことができる状態のことをいうんですけれども、このことは床に有機物や水分を落とさないため細菌の繁殖を防止できるとともに、床からはね水による食品の汚染も防止することができます。

また、ドライ仕様、ドライ運用というのは、長い前かけや長靴が必要でないため、調理従事者の体の負担軽減にもつながるとされております。

一方、鹿島市のほうですけれども、給食を搬出するまでの過程におきましてはドライ運用ができております。ただ、調理場の清掃等に関しましてはドライ運用とはなっていない状況でございます。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この調理場の清掃に関してはドライ運用になっていないというのは、ここは重要なところなんですか。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、ドライになっておれば、床からはねた水、そういうものに対する食品の汚染も防止することができますけれども、今の状況としましては、給食を作って搬出するまではできているんですけれども、戻ってきた食缶を洗ったり、給食が終わった後の床を清掃することに対しては水をどうしても使ってしまうということで、次の日の例えば給食を作ることに對する食中毒の可能性が全くないということとは言えないので、重要かと思っております。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、先ほど言いました82. 何%の、十何%の施設が整っていないところに鹿島は入るんですかね。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

御質問のとおりでございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、3の食品移動ボックスの調理室側取り出し口が職員出入口と共用構造となっており、2次汚染のおそれがあるという指摘がっております。この件については同じように、文部科学省から調理場の汚染作業区域と非汚染作業区域が区別されているかの調査がありました。全国では88.5%が区別されています。鹿島市の調査結果と、先ほどと同じように、汚染作業区域と非汚染作業区域の説明もお願いします。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

給食センターの中ではこの作業区域の分類がございまして、汚染作業区域というものの中には検収室、原材料の鮮度などを確認するところ、食品の保管室、下処理室、返却された食器、食缶を搬入し洗浄するところ辺りが汚染作業区域ということになります。非汚染作業区域というのは、調理室、配膳室、食品、食缶の搬入場、それから、洗浄室などになってございます。

鹿島市のほうでも基本的には区分はできているところがございますけれども、全てが部屋単位、壁のほうで仕切りができていない状況ではございません。先ほど御質問にありました下処理室から調理室への食品移動ボックスの取り出し口のほう職員出入口と共用構造になっているということでございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、部屋単位でできていないということは、1つの部屋で作業を行っているということですかね。そうではない。

それでは、八十何%ですけど、これも十何%のうちに入るんですか。ということは、あまりよろしくないということですよ、給食センターの状況はですね。

それでは次に、今指摘しましたことについて、構造上のこともあり、今後の改修、改築としたいとの答弁がありました。この2点については文部科学省でも重要ということで全国の調査が行われたと思います。この2点については早急に対応してもらいたいと思いますが、構造上のこともありとの答弁の説明と、今後の施設整備の改善をどのようにしていくかの答

弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

御質問と申しますか、御指摘いただいておりますように、完全にドライシステムということでの運用がなっていないということで、その構造上の制限もございますので、部分的な改修をすれば非常に効率的ではございませんし、また、余計に多額の費用がかかるということも想定されるところでございます。今のところですけども、改築と申しますか、建て替えを行うまでの間は補修等による延命措置と申しますか、そういう措置のほうで運用したいというふうに考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ちょっと戻りますけれども、毎年施設の点検を行っているとの答弁でしたけれども、やはり毎日調理しておられる方の意見をよく聞いていただいて、衛生的な面は早めに対応していただきたいと思っております。職員さんからその調理の意見を聞くような機会というのはあるんですか。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

調理につきましては、民間の企業さんのほうと委託契約を結んでいるところでございますので、そういうところで栄養教諭の方とか、給食センターの中で日々衛生面に関する事、あるいは職場環境に関する事についての御相談はしていただいているというところでございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

夏場に調理場の空調が効かないというような場所があったですね。それをちょっと説明してください。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

調理場の空調についての御質問ですけれども、現在、調理場のほうには6か所のスポットクーラーの設置がございまして、13個の吹き出し口のほうで空調を整えているところでございます。しかしながら、今の現状の建物というのが非常に古いという御指摘をいただいていますけれども、床から天井までも非常に高いということで、うまく空調の制御ができていない時期もあるかというふうには思っているところです。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ここが一番重要なところで、夏場の調理している方々の作業の環境というのは、劣悪とは言いませんけど、かなり厳しい環境の下で仕事をされていますので、なるべく早く改修とか、できれば新しく建て替えてもらいたいと思いますけど。

それで、市長にお伺いします。

多額の費用がかかることはよく理解できます。しかし、計画的な整備計画は設定すべきじゃなかったかと思います。今まで計画がなかったことがおかしいのではないかと私は思います。子供たちに安全で安心な給食を提供できる学校給食センターの環境を整備するということは、本当にこれから子供たちのことを考えても大切なことだと思いますので、今後どういうふうにしていきたいと思っているのか、市長の答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

給食センターの今後の改築とか建て替えのことについて質問されました。実は昨年、私市長に就任して、ちょうど夏休み期間でしたか、給食センターのほうをちょっと見に行きました。さっきおっしゃったように、ドライ仕様、ウェット仕様、その部分とか、スポットクーラー、中のほうを見て回って、何か所か上のほうから下げて置いてありまして、今の状況ではなかなか調理員さんも大変なんですというようなことを係のほうから指摘を受けて、ああ、そうですかということで状況を見てまいりました。やはり確かに老朽化が進んでいます。大規模な改修をするのか、新しく建て替えるのか、やはりその判断をしなければなりませんので、教育委員会にはこの老朽化の進んでいる給食センターの整備計画をどういうふうに進めていくのかというのを検討を進めてくださいということで今指示を出しております。整備計画については、まず教育委員会で検討していただいて、その出された方向性を庁議で諮って、どうしていくのかというのを決めていきたいというふうに思っております。

第七次の鹿島市総合計画、令和3年から7年度、令和5年度が中間年になりますけど、ここでも安全で安心な学校給食の提供と給食施設の計画的な整備ということで項目で上げております。そういうことを考えますと、質問ありましたように、速やかに整備計画の策定に取

り組んでいかなければいけないというふうに考えておりました、今後庁内でその検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今の教育委員会の予算ではなかなか単独で造るというのは難しいと思います。だから、全庁的に協力をしていただいて資金をつくってもらうように、子供たちの安全で安心な給食です、皆さん関係あることですので、全庁で協力して建築できるようにお願いしたいと思います。

それでは次に、2番目の空き家の存する敷地に係る固定資産税等の措置について質問いたします。

空き家の現状について、今年2月に空き家等対策協議会に報告されました。1次調査での地区別の状況について少し説明します。

不良度の判定としてA、B、C、Dとあります。Aは、管理に特段問題なく、現状のまま利用可能、Bは、管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能、Cは、倒壊の可能性はないが、現状のままの利用は困難、このDというのが一番問題で、Dは、倒壊の可能性があるので、現状のままの利用は不可能とランクづけをされています。このDの倒壊の可能性があるので、現状のままの利用不可能は、鹿島市で9件ですね、北鹿島で11件、いろいろありますけれども、ちょっと抜き出して話しますと、鹿島9件、北鹿島11件ですね。このDランクの倒壊の可能性があるので、現状のままの利用は不可能について質問します。

倒壊の可能性があるので、現状のままの利用は不可能と説明されていますが、倒壊の可能性と利用不可能には解釈に違いがあるように思いますが、説明してください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現状のまま利用は不可能が主たる意味で、現状のままの利用が不可能な理由の代表的なものとして、倒壊の可能性があるのでというものがありますと紹介しているものと解釈をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、危険な特定空家の解体方法には2つの方法があります。まず、第1番目に行政

代執行ですね。2番目に略式代執行です。1番の行政代執行は、行政が行う強制執行です。行政代執行を行うまでに相当な期間を定めて所有者に履行を勧告して、期限が来ても履行されない場合には行政代執行となり、解体されます。2の略式代執行は、空き家の所有者が特定されていないが、早く解体を行わなければ住民に被害が起こる可能性があるものに執行いたします。

次に、鹿島市空き家等の適正管理及び活用の促進に関する条例の第10条に緊急安全措置が規定されています。緊急安全措置とは、市長は、空き家等の状態に起因して市民等の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講じることができると規定されています。緊急安全措置による対応は一定の手続を経ることなく執行可能できる規定です。しかし、必要最小限度の緊急安全措置に限られると規定されています。

事例を紹介しますと、全国的な事例を見てみました。剥げ落ちた屋根材等の撤去、移動、飛散のおそれがある屋根材の打ちつけ、撤去等がありました。

そこで、緊急安全措置の対応が必要な特定空家は鹿島市に何件あるのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

空き家の中で、何らかの理由で老朽化が急速に進み、住民から区長を通じてその危険性について市に相談が寄せられ、緊急対応が必要と市が判断した場合、緊急安全措置を実施するという、このような段階を踏んでまいります。

令和4年度までに緊急安全措置を3件実施し、うち1件は解体されましたので、緊急安全措置を実施中の空き家は2件となります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

解体された空き家が1件あるというのは初めて聞きましたけれども、そういうふうな緊急安全措置も済んでいるということで大変いいことだと思います。

それで、緊急安全措置をしているかどうか分かりませんが、市道に面して通学路となっている危険な特定空家があります。縄張りがあったり、セーフティーコーンをしてありますけど、これは緊急安全措置をしているということですか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

2件のうち1件は通学路に面しておりますので、子供たちが屋根の下に入ったりしないようにセーフティーコーンを立てたり、もう一件は、柵とかが台風のときとかに飛ばないように、ネットがけだったかな、それをしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

その緊急安全措置をしているセーフティーコーンのあるところですね、これは今の段階ではどこら辺までいっているんですかね、タイミング的には。この特定空家、助言又は勧告、命令とありますね。今そこの危ないところは、段階的にはどこら辺までいっているんですかね。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

今、議員が御指摘いただいた国の空き家法に基づきます行政のいろんな指導とか勧告の前提条件となります空き家の計画のほうはまだ成立をいたしておりませんので、現時点では任意の、今後行っていくやり方を想定しながら今作業を行っているところでございますけれども、まだ空き家の計画のほうは成立をいたしておりませんので、まだその前段階にも達していないという状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、最初に言いました題名のことで質問します。

空き家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置ということで、ここにモニターを見てもらうと分かると思いますけど、

〔映像モニターにより質問〕

この説明を載せています。説明のところだけちょっと読ませてもらいます。

「空家の全国的な増加が懸念される中、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、空家の存する敷地に係る固定資産税等について必要な措置を講ずる」とあります。概要と措置の内容の説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

それでは、固定資産税等の概要と措置の内容ということで、大きく2点について御説明したいと思います。

まず、1点目は固定資産税の概要と、2点目が住宅用地の課税標準の特例というところに分けて御説明します。

まず、1点目の固定資産税については、毎年1月1日を賦課期日に定めて、固定資産である土地、家屋、償却資産の所有者が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金でございます。

税額の計算は、固定資産価格を基に税額を決定するための課税標準額というものを算定して、その課税標準額に税率を乗じて算出することとなり、鹿島市の税率は条例によって1.5%と定めております。

それで、今回の特定空家関係の部分ですけれども、2点目の住宅用地の課税標準特例というところですが、この土地の中で住宅用地につきましても、その税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって2種類に区分されておまして、まず1つ目が200平方メートル以下の用地を小規模住宅用地といたしまして、もう一つが、200平方メートルを超える用地を一般住宅用地として課税標準を軽減する特例措置が適用されます。

住宅用地特例措置が適用される場合は、課税標準額は固定資産価格よりも低く算定されます。この特例措置は、小規模住宅用地のほうが課税標準額を固定資産の価格の6分の1の額に軽減することとして、一般住宅の用地が課税標準額を固定資産の価格の3分の1の額に軽減することとするものでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

要するに、小規模住宅用地が6分の1が6倍になるということですね。それから、一般住宅用が3分の1が3倍になると。これに税率の1.5が掛けられるんですね。この制度ができたらかなり家を解体する人が出てくる可能性がありますね。

それで、この住宅用特例地の適用対象外については広報をしっかりとさせていただいて、少しでも空き家対策につながるように推進してほしいと思っておりますが、対策をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

空き家等の利活用や解体を促す取組に関しましては、「広報かしま」などを通じてしっかりと広報していくことを前提といたしまして、議員御指摘の危険な空き家等に関しましては別の取組が必要と考えております。特定空家等の所有者は相続などで取得し、市外、県外にお住まいの方が少なからずいらっしゃいます。極端な方でいいますと、鹿島市内にこのような空き家を相続して所有していることを忘れていた方もいらっしゃいます。議員御指摘のこのような危険な空き家に関しましては、広報だけではなく、所有者を特定して、しっかり通知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、一番下のグリーンと赤の勧告とありますけれども、このことでタイミングのですよ、この特定空家等から助言又は指導、勧告、この勧告について措置ができるわけですね。ここの時間的なことは分かりますか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

議員がモニターに出してくれている資料を使って説明いたします。

現在、パブリックコメントを実施しております鹿島市空き家等対策計画が成立しまして、今年4月からこの計画が動き始めますと、画面左下の特定空家等の認定から始まります。この特定空家等とは、先ほどの質問にもありました倒壊の可能性があるなど、現状のままの利用が不可能な空き家、いわゆる危険空き家のことということになります。

認定された特定空家等には、現状を改善するように、一つ右の段階、助言又は指導を所有者に対して行います。この指導、助言を受けた所有者が一定程度の期間を置いても状況を改善しない場合は、もう一つ右の段階に移りまして勧告を行います。この勧告を受けた所有者の住宅用地は、住宅用地特例の適用対象外となります。

そのタイミングですが、固定資産税は1月1日を基準日として、その基準日時点の所有者に対して賦課されますので、勧告を受けて、その状況が改善されず、1月1日の基準日に達した段階が住宅用地特例の適用対象外になるタイミングとなり、固定資産税が特例措置で減額されていた分、増えることとなります。

以上です。（「それは命令から代執行まで教えて」と呼ぶ者あり）

勧告を受けまして、またそれでも状況が改善されない場合、命令がされまして、その命令

をされた後に、所有者の弁明の機会とか、一定の行政手続を行いまして、それでも改善されない場合が行政代執行という形になります。

以上です。（「期間的には。分からん」と呼ぶ者あり）

それでは、それぞれの期間を御説明いたします。

令和5年5月に開催を予定しております空き家等対策協議会で協議を予定している案件でございまして、まだどれぐらいの間隔で行うとはちょっとお答えできませんが、国の指針を見ますと、最短でそれぞれ数か月といったところでございます。

ただ、これまでの業務活動の結果、2つのポイントがあるというふうに思っております。

1つは、所有者が死亡し、相続が発生している案件で、相続人の中には空き家の解体などに対して相手にしてくれない、ここら辺の方言で言いますと、うてあってくれない方が一定数おられます。うてあってくれないのであれば、粛々と次の段階に進めていくべきというふうに考えております。

もう一つが逆のパターンで、相手にしてくれて解体を真剣に考えていただいた場合ということになります。この場合、複数おられる相続人間の意思統一に時間を要することが分かっております。このような場合においては、専門家も中に入れてもらって解体に向けた一定の猶予期間が必要かと考えております。ここら辺を空き家等対策協議会で専門家の意見を聞きながら決めていきたいというふうに考えております。

なお、命令から行政代執行までの間は、先ほど言いましたとおり、所有者に弁明の機会を与えるなどの行政手続が必要ですので、まだ詳細を詰めておりません。

このように、命令から行政代執行までにはまだここで結構な時間がかかると思われまして、勧告の段階まででの所有者による解体のほうをこちらとしては促していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

この制度については広報ではなく、所有者を特定してしっかり通知していくという答弁がありました。心強く感じます。危険な特定空家の付近にお住まいの市民の方々が本当に不安で不安でたまらんとしますので、一日も早くこういう制度を使って解消ができればと思っています。よろしくをお願いします。

次に、鹿島市沿岸有明海海洋環境調査事業について質問いたします。

まず、この事業の内容について説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

肥前鹿島干潟は、平成27年5月、国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されました。しかしながら、干潟上を含めた本海域の詳細な水質、底質分布や生物の分布についてはこれまで調査研究が少なく、十分に分かっていませんでした。特に経年的な変化を明らかにできるようなデータは、潮間帯と言われる陸地付近での海面から20センチ程度くらいの位置についてはあるものの、干潟上についてはほとんどありませんでした。ラムサール条約登録湿地については、環境保全とともに、ワイズユースといたしまして、賢明な利用と言われており、健全な湿地から得られる恵みを生態系に配慮して持続可能な形で利用することが求められるため、科学的な調査、データに基づいた議論を欠かすことができないことから、平成27年から毎年有明海海洋環境調査を実施してきました。

そして、今年度は従来までの調査のほか、干潟生物調査、潟踏みによる還元化防止作用や潟ばなへの高影響作用調査を行っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

これが海洋調査事業の結果報告ですけど、結構詳しく書いてありますので、私が読んでも分かりませんが、佐賀大学の先生たちが一生懸命調査をしていただいております。

それで、先ほどもありましたけれども、ラムサールの条約を締結したから、こういうふうな海洋の事業をしていると思いますので、ラムサールの締結は非常によかったなところで思っております。

次に、令和2年度の同事業の報告にあります調査概要については、平成27年から令和元年までの5年間で鹿島市沿岸有明海海洋環境調査事業を実施して、特性は把握されたと報告されています。把握された特性の説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

特性としまして2点ほどございます。

1点目が底生生物層の面変動は見られず、安定した生物層となっておりますが、全体として多様性が乏しい海域と言えます。少量ではありますが、有明海の地域特性であるアゲマキ貝などが取れていたことがこの海域の特徴でございます。

2つ目が、冬季にノリの色落ち被害をもたらす珪藻赤潮によるものと考えられる高いクロロフィル蛍光値、これは植物性プランクトンですが、これが検出されております。表層では

なく、亜表層と言われる沖合の表層より少し下のほうから海底層にかけて高濃度となる傾向にあり、鹿島市沿岸の特徴であると考えられています。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、平成27年度からこの調査は行われております。この調査を年次ごとに読んでいくと、現在の有明海の状況が分かってきます。年度ごとの調査結果を少し紹介したいと思います。

平成27年度夏季のシャットネラ赤潮、冬季のアステリオネラ赤潮など有害な赤潮の発生が問題となっている。調査した結果、鹿島市沿岸海域の環境再生を考えたときに、その目標となる指標の一つが二枚貝類の再生であろうとなっています。

先ほどと同じように、平成28年度夏季のシャットネラ赤潮、冬季のアステリオネラ赤潮など有害な赤潮の発生が問題となっている。調査した結果、冬季については、本年度は夏季に比べて高いクロロフィル蛍光が観測され、本年度のノリ養殖に被害をもたらした珪藻赤潮を捉えたものと考えられる。クロロフィル蛍光とは、植物が吸収した光エネルギーのうち、光合成に用いられなかった余ったエネルギーが赤色光として植物から発せられたものと説明されています。

平成29年度は海の状況は前年と同じですね。調査した結果、冬季については昨年度と同様に、ノリ養殖に色落ち被害をもたらした珪藻赤潮の発生が捉えられた。夏季に比べて極めて高い濃度になるという結果が3年連続で得られた。本海域の季節変化の特徴である可能性が高いと結論づけてあります。

平成30年度、近年、この海域では夏季のシャットネラ赤潮、冬季のアステリオネラ赤潮など有害な赤潮の発生が問題となっている。しかし、干潟上を含めた本海域の詳細な水質、底質分布や生物の分布について調査研究が少なく、十分に分かっていない。調査した結果として、昨年と同様で、ノリ養殖に色落ち被害をもたらした珪藻赤潮の発生が捉えられた。

令和元年度も平成30年と同じ報告でありました。

これをずっと読んでみますと、平成29年度の調査結果が一番今の有明海の現状を表していると思います。冬季にノリ養殖に色落ち被害をもたらした珪藻赤潮の発生が得られ、先ほども申しましたように、夏季に比べて極めて高い濃度になるという結果が3年連続で得られた。本海域の季節変化の特徴である可能性が高いと結論づけられています。冬は極めて高い濃度で赤潮が発生して、ノリ養殖に影響があったと結論づけられています。

こういういい事業の研究結果といいますか、それが出ているのに、ノリを養殖している方々にこの情報が行き渡っていないように思いますけれども、ノリ養殖業の方々へ、この調査結果の連絡はどのようにしているのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

佐賀県有明海漁業協同組合鹿島支所が委員となっておられる鹿島市ラムサール条約推進協議会の総会において、佐賀大学の先生より調査結果の報告を行っていただいております。また、下水道係が実施している浄化センター周辺海域環境調査の結果についても、同組合鹿島支所の皆さんへ報告会を開催しているところでございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

漁協の職員の方に説明する、それはそれとして、ノリの漁業をしている方もやっぱり参加された形の報告会というのを今後していただきたいと思いますが、それはどうですか。

○議長（角田一美君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

このラムサール条約推進協議会のほうで漁協の職員さんとか委員さんとか報告しますけれども、その際に御依頼とかあれば出向いて説明いたしますし、下水道課のほうで開催しています周辺海域調査につきましては、役員の皆さん30人ぐらいいらっしゃいますので、その方々に説明を行っているところでございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

できれば隔々まで情報が行くようにしていただきたいと思います。

もう一つ、ドローンによる海洋調査を行うような話を聞きましたけれども、これは将来的にどのような調査方法になるか、教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

ドローンを用いて海域を飛行し、空中から計測で、クロロフィル蛍光値を測定することで赤潮の発生を予兆することができる取組が研究されています。現在、ノリ養殖業者は赤潮発生時にノリ網を揚げるなど対策を講じられていますが、経験に基づく判断となっているため

空振りも多く発生しております。現在開発中の赤潮予兆システムを使ってこの空振りをなくすことで、漁船の燃料費のコスト削減や二酸化炭素排出量の削減効果が期待されております。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、この赤潮予兆システムというのはいつ頃完成するんですか。

○議長（角田一美君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

このシステムは、佐賀県にある会社で、まだ実証実験段階ですので、実際にシステムとしてされるのがまだ未定ということです。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この話をノリ養殖の方々にしたら、本当に期待をされておりますので、空振りもないということでしょう。それから、漁船の燃料費コストの削減とか、いろいろいいことばかりですもんね。ぜひこれを早くと言ったらおかしかですけど、システム開発をしていただきたいと思います。

次に、今、有明海の状況を説明させていただきました。それに関して、現在のノリの収穫状況を教えてください。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

ノリの状況ですけれども、まず、今季の秋芽ノリのほうからお話をさせていただきますけれども、入札が秋芽ノリに関しましては3回開催をされております。その結果、生産枚数が3,121万6,000枚、生産金額が359,791千円、1枚当たり平均単価11.53円となりまして、記録的な不作となりました昨年と比較しましても、枚数、金額ともに昨年の約6割となっております。冷凍網につきましても、栄養塩不足等の海況悪化に伴いまして、当初今年1月2日の予定でありました冷凍網の張り込みを延期するなど、漁業者の皆様も試行錯誤し、収穫量の回復には取り組まれたところでございます。

このような中、今月3日には冷凍ノリの入札が実施されまして、この4回目の入札では生産枚数、金額、単価、いずれも昨年を大きく上回りましたけれども、秋芽ノリと今回の冷凍

ノリ、全7回の入札結果を見てみますと、生産枚数が7,039万2,000枚、生産金額が1,089,690千円、1枚当たりの平均単価が15.48円となりまして、記録的な不作でありました昨年と比較しましても、生産金額こそ若干1.1倍ほど上回ったところではありますけれども、枚数に関しましては昨年の7割にとどまっております、支所が目標としております生産金額20億円には遠く及ばない、2年連続での記録的な不作となっております。

3月17日、あした冷凍ノリの5回目の入札が控えておりまして、その結果に期待したいところではございますけれども、この5回目の入札で鹿島市管内のほぼ全ての摘み取りが完了する予定でございまして、これで今季のノリ養殖は終了という見込みでございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

次、カモの被害を聞きたいんですけれども、カモは黒いノリしか食わないということですね。それで、ノリの被害は今年はあるまりなくて、麦とかレンコンに行っているという話を聞きました。北鹿島のほうも、塩田川のほうにレンコンがあつて、あそこら辺が被害に遭っているという話を聞きましたけれども、レンコンと麦の被害状況を教えてください。

○議長（角田一美君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

カモによる食害には非常に悩まされておまして、麦に関する被害がどの程度出ているかというようなところで、これは佐賀県の推計によりますと、被害金額で申し上げますと、1,000千円ほどの被害金額というふうに推計を出されております。実際はもっとあるんじゃないかなというふうに私たちは感じておるわけでございますが、また、1,000千円でそれほどの被害ではないようにも思われがちなんですが、議員おっしゃったように、このカモの被害というのは、例えば、北鹿島の三部であったり、新籠とか重ノ木の一部エリアに集中して被害が発生しておりますので、実際にはかなりの被害であるというふうに推察をいたしております。

また、レンコンのほうも食べているということで、ちょっと被害金額までは把握はできておりませんが、麦、レンコンに被害をもたらしている状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

カモの被害は、なかなか対策は難しかですね。

次に、産業支援課にお伺いします。

現在、産業支援課でノリを活用した商品の相談を何件受けているか、教えてください。

○議長（角田一美君）

三ヶ島産業支援課長。

○産業支援課長（三ヶ島正和君）

私からは、色落ちノリを活用した商品の御紹介を含めて、ノリ養殖を行う漁業者との協力についてお答えをいたします。

本年度、七浦地区の2件のノリ養殖を行う漁業者の方が6次産業化に向けた商品化に取り組みられています。

まず1件目の方は、市の特産品開発事業費補助金を活用し、ストックされていた一番摘みのノリを委託加工し、焼きノリ、味つけノリ、塩ノリの3種類のノリ製品をパッケージにもこだわって商品化されたところであり、現在、SNSでの販売のほか、道の駅や近隣市町のショップなどで販売されています。

次に2件目の方は、海道するべのほうに、色落ちノリを活用した商品作りをしたいので、協力してもらえ事業所を紹介してほしいといった相談がありまして、御紹介した市内の事業所と協力して試作品を作られたり、海道するべを利用して試作研究をされたりなど御自身で積極的に働きかけをされまして、色落ちノリを活用した2つの商品が完成したところでございます。1つは、ノリが持つ保湿成分に着目した石けん、もう一つは、洋菓子店とコラボした焼き菓子であり、本年1月から海道するべに置いてテスト販売を行っております。これらに焼きノリといった自社のノリ製品を加えられまして、肥前浜駅での直売のほか、本年1月に佐賀空港のほうで開催いたしました鹿島産品の即売会といった各種イベントにも積極的に出店されています。

この2件とも昨年11月に福岡市で開催されました商談会に参加されまして、バイヤーとの意見交換や商談なども行われて、大変有意義で勉強になったと聞いております。

産業支援課では、このような商品開発のための加工の支援からかかる費用の一部補助に加え、商品化後の販路開拓の支援も行っており、具体的には県内外で開催されます商談会の出店サポートでありますとか、出店に向けた研修会の開催、イベントへの出店あっせんやPRの場の提供など、開発から販売までの手厚いサポート体制を展開しており、今後におきましても、これらの取組を業務の主軸に捉えていく考えであります。

また、色落ちノリの活用に向けた取組といたしまして、本年度、鹿島産食材を使ったランチメニューの提供に御協力いただいております東京の飲食店3店舗に現物を送付し、試作や研究をお願いするとともに、昨年6月に本市と包括連携を締結いたしました京都の一般社団法人にも送付し、化粧品や健康食品などの原料として活用できないか依頼しているところであります。

6次産業化は、加工品を作ったらおしまいではなく、ビジネスとしてもうけを生み出して持続的に回していく必要がございますので、引き続き事業者に寄り添いながら必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私と一緒に相談に行ったときと比べれば、大分先に進んでいてよかったです。

それで、色落ちノリをつくだ煮にするというのをされております。環境下水道課に相談をされて、色落ちノリを道の駅にやって、環境下水道課が中に入って、サンのりのほうにやっつくだ煮にされた商品があります。それを産業支援課も、知っているか分かりませんが、私があればときには知らないような状況でしたので、やはり情報の共有というのが一番大事ではないかと思うんですよ。

先ほどの海洋のラムサールのほうでも一緒ですけど、農水あたりもその会議に出てもいいんじゃないかと思うんですよね。だから、そういうふうに情報の共有というのを特にやっていただきたいと思います。

総務部長に、これからの情報共有の対策があればお願いいたします。

○議長（角田一美君）

田崎総務部長。

○総務部長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今御質問いただきましたように、庁内で連携を図るべき事業や課題、情報連携については非常に重要なものと思っております。庁内では意思決定及び連絡調整並びに情報伝達機関設置要綱が定められており、この要綱により、市長の意思決定を補佐することや、適切な業務の遂行に必要な連絡調整及び情報伝達を行うため、幾つかの会議が設置をされています。1つ目が庁議であり、庁議は市長の意思決定を補佐する最高協議機関とされています。2つ目に部長会議があります。部長会議は主要業務の遂行に関する調整を行うこととされており、その会議に付すべき案件として、主要事業の執行管理に関するもののほか、部間の調整に関するものとされています。そのほか、課長会議、事務連絡会議などが設置されています。これらの会議はそれぞれに役目があり、通常は月に1回程度、または必要に応じて開催しており、その際に情報共有を図ることといたしております。

御質問のように、部をまたぐ案件につきましては、庁議、または部長会議で共有することが適当であると思われるため、それらの場で情報共有を図っていきたいと考えております。現在も庁内、部内、課内で情報共有を図っているところではございますが、再度徹底をして、

情報共有、情報連携を確実にいき、効果的な事業推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

田崎部長ありがとうございました。

終わります。

○議長（角田一美君）

以上で4 番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明日3 月17日から3 月19日までの3 日間は休会とし、次の会議は20日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2 時53分 散会